

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：富士山南東消防組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	73.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—%
全職員	76.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	—%
本庁課長補佐相当職	—%
本庁係長相当職	—%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	—%
26～30年	—%
21～25年	—%
16～20年	—%
11～15年	77.8%
6～10年	89.6%
1～5年	128.4%

【説明欄】

- ・女性職員がいない区分欄については、【-】で表示しています。
- ・全職員に対する女性の職員の割合は1.9%となっています。なお、女性の職員の内、勤続年数15年以下の区分に占める割合が100%となっているため、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っています。